

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 73
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

倉吉市

「電気・ガス料金高騰支援交付金」のご案内

倉吉市では電気代高騰等により影響を受けている事業者に対して支援金を交付する制度を設けています。概要は以下の通りです。

【制度概要】

- 令和5年中のいずれかのひと月に事業に要した電気代又はガス料金が、前年の同月に比べて増加している事業者が必要書類を提出した場合、支援金が交付されます。
- 業種、売上規模を問いません。

【対象者】

- 本店又は主たる事業所（店舗）が倉吉市内にある事業者
- 本社・本店が市内になくても、倉吉市内に勤務する従業員の数が全従業員の数の2分の1以上又は100人以上であるもの

【交付金額】

法人：最大15万円 個人：最大10万円

令和5年中のいずれかのひと月に事業様に要した電気代・ガス料金と前年同月の電気代・ガス料金との差額の1/2について12ヶ月分を支援

計算方法

$(\text{令和5年中ひと月の電気代・ガス料金} - \text{令和4年同月の電気代・ガス料金}) \times 0.5 \times 12\text{ヶ月}$

【申請期限】

- 令和6年1月31日（水）

【必要書類】

- ① 交付申請書（市ホームページから入手可能）
- ② 振込先口座のわかる書類（通帳、キャッシュカードの写し等）
- ③ 令和5年1～12月のいずれかのひと月及びその前年の同月に支払った対象経費（電気代、ガス料金）がわかる資料の写し
 - ・領収書、納付書控え、金融機関への振り込み依頼書、金融機関通帳等
- ④ 倉吉市事業者電気・ガス料金高騰支援交付金審査票
- ⑤ 個人事業者の場合
 - ・公的な身分証明書の写し（運転免許所等）
 - ・営業許可証や確定申告書等、倉吉市内で事業を営んでいることがわかる書類



【申請書提出先】

倉吉市しごと定住促進課 / 倉吉商工会議所

【問い合わせ先】

倉吉市しごと定住促進課

☎ 0853-22-8129

※制度の詳しい内容は倉吉市のホームページをご覧ください。

右記QRコードを読み込むと倉吉市のホームページへとびます。

